直撃インタビュー　この人

村上誠一郎　元行革担当相

暴走する安倍政権に対して、物言えば唇寒しの自民党。情けない限りだが、そんな中、初めて真正面から切り込んだのがこの人だ。憲法解釈の変更で集団的自衛権を行使しようとする安倍政権のやり方に、月刊誌「世界」で「禁じ手だ」と真っ向から反論。改めて真意を尋ねると、自衛隊員の行く末に落涙しながら、安倍政権の無謀さ、自民党の情けなさを訴えた。

――自民党内で安倍政権に対して、真っ向から批判したのは初めてじゃないですか？ 反応というか、圧力とかどうですか？

理解ある人は「あなたの言うとおりだ」と言ってくれます。しかし、中には「離党を覚悟しているのか」と言ってきた人もいる。私は「何を言うのですか。私は9回連続当選して、一回も自民党を出ずに、野党の不信任案に同調したこともない。同期で唯一の生き残りです。私こそが『ミスター自民党』なのですよ」と言いました。政局を仕掛けようとか、右だ左だとか言っているんじゃない。このままでは自民党も日本も滝つぼに落ちる危険性がある。我が自民党は憲政に汚点を残す。そんなことがあってはならない。どうしても止めなければならない。だから、ただ一人でも警鐘を鳴らしているのです。

解釈改憲許したら基本的人権も危うくなる

集団的自衛権で世界中に行くのは若い方たち、次の世代なんです

――閣議決定で解釈改憲し、実質的に憲法を変えようなんて、今の安倍政権は民主主義や立憲主義を理解しているのでしょうか？

内閣はいくらでも代わるものです。内閣が代わるたびに憲法の解釈が変わり、法律が変わるようなことになれば、法の安定は根本的に覆され、もはや法治国家と言えなくなってしまう。また、閣議決定で解釈を変え、それに基づいて自衛隊法を改正するということは、下位の法律によって上位の憲法の解釈を変えるという、絶対にやってはいけない「禁じ手」です。そのようなことを許したら、1930年代のドイツ議会において全権委任法案を通し、民主的であったワイマール憲法を葬り去った歴史の繰り返しになるということです。法の解釈の権限は司法にしかないのです。行政府（内閣）でもなければ立法府（国会）でもない。解釈を変えたら、三権分立、立憲主義が壊れてしまう。みなさんは憲法9条の視点からしか見ていませんが、このような手法で憲法を有名無実化する前例を作ったら、絶対に変えてはならない基本原則である「主権在民」や「基本的人権の尊重」をも危うくする。こういう大きな危険性をはらんでいるのです。ですから「このような無謀なことはおやめなさい」と言っているのですが、党内議論をしていると、大多数の国会議員にはそういう自覚がないんですね。政務調査会を通し、総務会の了承を得て、国会で多数決で決めればいいと考えている人が多い。普通の法律案のように考えているのです。

――実際、特定秘密保護法が成立したことで、国民の知る権利や報道の自由が侵害される恐れが出てきています。下位の法律によって、上位の憲法はないがしろにされる危険性があるのではないですか？

私は特定秘密保護法が提出された時に、この法案と「日本版NSC設置法案」と「集団的自衛権の行使容認」はワンセットの問題だと考えていました。

地域限定容認論なんてマヤカシだ

――半年間で、深い議論を経ずにどんどん決まっていきますね。

日本版NSCの問題点は、米国はCIA、英国はMI6と諜報機関を持っているのに、日本にはないということです。CIAの予算は1兆4700億円で、日本はゼロに等しい。イラク戦争はCIAがイラクには大量破壊兵器があると報告し、米国が戦争に踏み切りました。また、英国は集団的自衛権で参戦しました。その結果、米英・イラクの双方に多大な犠牲者が出ましたが、大量破壊兵器は見つかりませんでした。諜報機関を持たない日本が他国の情報を基に集団的自衛権で参戦し犠牲者が出た場合、誰が責任を取るのでしょうか？ 米国は秘密保護の期間が25年で、秘密を特定する第三者機関があり、「自国に不利な情報を秘密にしてはいけない」という禁止事項もあります。しかし日本は、秘密保護の期間も最長60年と非常に長く、秘密を特定する第三者機関もなく、「不利な情報」に関する禁止事項もありません。これでは政府が何をやっているのか知りようがない上に、特定秘密が妥当であるのかどうか、また、政府の行政行為が妥当かどうか、我々が生きている間に検証できないのです。これで国会の政府に対する監視ができるのでしょうか。

――それなのに、自民党の多くの国会議員は右向け右だし、大メディアも能天気すぎますね。筋が通らない解釈改憲を容認するメディアが多いのにも驚きます。

小選挙区制になって、公認から比例の順位、政治資金、人事まで党の執行部に握られてしまいました。次の選挙やポストを考えると、ものが言えないのです。大メディアも秘密保護法で一番影響を受けるのはマスコミなのに、なぜ口を閉ざすのでしょうか。マスコミがまさに声を上げるのは「今でしょ！」と言いたいのです。

――一部大メディアは憲法を変えたいのでしょう。

もし憲法を変えたいならば、正々堂々と議論して国民に問えばいい。国民がイエスと言えば改正すればいいし、ノーと言えばやめればいい。それが民主主義です。安倍政権は当初は（憲法改正の手続きを定めた）96条の改正でいこうとしました。しかしうまくいきそうもないので、ある日突然、憲法9条を、内閣法制局長官を代えて、閣議決定で解釈を変更しようということを言い出したのです。それでも公明党などから反対論が出ると、今度は集団的自衛権の限定容認論が出てきました。それも1959年の最高裁、砂川判決（駐留米軍の合憲性について、「我が国の存立を全うするために必要な自衛の措置を取り得る」とした判決）を引っ張り出して、集団的自衛権は行使できると言い出しました。びっくりしました。私は同級生の弁護士や判事、法曹関係者に、「あれはそういう判決だったのか」と聞いて回ったのです。でも誰もが皆、そんなことは聞いたことがないと言う。つまり、今の自民党の常識は日本の常識ではないのですよ。こんな論理の飛躍の三段跳びが許されるわけもありません。今回持ち出した理屈はまったく苦し紛れのものだと思います。

――限定容認論もマヤカシ？

その通りです。地域限定容認論なんて、「いざ鎌倉」という時に、あそこはダメとか言っていられるのか。戦闘が始まっているのに引き返せるのか。地球の裏側まで生死を懸けて行かなければならないのです。いったん戦争に巻き込まれたら、報復攻撃を受ける。報復テロの対象にもなる。このままいくと自衛隊員も集まらなくなる恐れがある。そうなれば、徴兵制を視野に考えなければならなくなります。

――ますます、閣議決定なんてとんでもない話ですね。

もうひとつは予算（財政）に対する負担の問題です。集団的自衛権を行使するた

青天井になる防衛費で財政破綻

めには張り子の虎ではしょうがない。北朝鮮が米国に向けて撃ったミサイルを迎撃するとなれば、最新鋭のイージス艦をグアムや米国の太平洋沿岸にも配備しなければならなくなる。日本には最新鋭のイージス艦はそんなに多くはないんですよ。日本をからっぽにできないから、新たに何隻も建造しなければならなくなる。日本はこれまで憲法9条の「平和主義」で「専守防衛」「非核三原則」「武器輸出三原則」を貫くことで、なるべく防衛費を増やさないようにやってきた。戦後、経済発展のために吉田茂首相らが苦労を重ねてやってきました。それがわずか半年で、積極的平和主義の名の下に「専守防衛」は「集団的自衛権」に変容しようとし、「武器輸出三原則」は「防衛装備移転三原則」に変わりました。ただでさえ財政が逼迫しているのに、「日本型ブランドの平和主義」がなぜ悪いのか。憲法9条の平和主義に基づく専守防衛でいいと思います。70年間、血を一滴も流さずやってきたんです。今こそ先人の知恵を世界に誇っていいと思います。

――石破幹事長は、自衛隊員が地球の裏側まで行くことについて、「政治家も覚悟を」と言っていました。

集団的自衛権の行使で世界中に行くのは、我々ロートルではなく若い方たち、次の世代なんですよ。自民党はいつから、こういう若い世代の人たちに対して惻隠の情がなくなったのか。先輩議員たちの戦後のご苦労を思うと、悲しくもあり、情けなくなります。

▷むらかみ・せいいちろう　1952年生まれ、東大法卒。9回連続当選（愛媛2区）。初代財務副大臣、国務大臣（行政改革・地域再生・構造改革特区担当）・内閣府特命担当大臣（規制改革・産業再生機構担当）などを経て現在、衆議院政治倫理審査会会長。